

物価高騰対応重点支援給付金を給付します

問 福祉課 保護係 物価高騰対応重点支援給付金窓口電話 ☎75-2324



国の経済対策として、物価高騰の影響を受けている、住民税非課税世帯への支援を行うため、1世帯あたり7万円の給付金を支給します。

■対象者

基準日（令和5年12月1日）時点において多久市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は含まない）

■給付額 1世帯当たり給付額…7万円

■申請などの手続き

送付された案内文書に同封の支給要件確認書を返送してください。

※ただし世帯に令和5年1月2日以降に転入した人や収入未申告の人がいる場合は別様式の申請書の提出が必要です

★支給要件確認書の返送および申請書の提出期限は令和6年5月31日(金)必着とします。

■給付時期

確認書、申請書を受取り、支給決定を行い、決定の約3週間後に振り込みます。支給日は振込通知でお知らせします（1月下旬以降を予定）。

お知らせ

20歳になったら国民年金

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係

☎31-4191
☎75-2159



国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世代みんなでも支えあう制度です。国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になると、※一部の人を除き、自動的に国民年金に加入します。

※厚生年金加入者や共済組合加入者、または、その加入者に扶養されている人（配偶者に限る）

【国民年金の加入】
20歳の誕生日を迎えると「※基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」などが送付されます。

※「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇄厚生年金保険）や年金の請求手続きなどに使用しますので、大切に保管してください

【保険料の納付】

1カ月あたりの保険料は16,520円（令和5年度）です。

納付は、便利でお得な口座振替やクレジットカードの利用がおすすめです。

◎早めに納めることで、保険料が割引になる制度があります

《保険料を納めることが困難な場合》

学生や無職などで収入がなく、支払いが困難な人は「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」を利用できます。

もう草で悩ませません！ 毎月の定期除草で雑草の悩みを解決！

除草のサブスク

敷地30坪まで 3,850円(月額)～
敷地31坪より 5,800円(月額)～

お気軽にお問い合わせください！

TEL 0952-72-5161

空き家の活用、相続関係の相談など
その他、住まいの問題を解決します

E・B・ONE
TEL 0952-73-8060

防犯と除草で安心！

空き家巡回管理

ご自分たちで管理が難しくなった空き家はありませんか？

月額 5,500円
年6回除草付

TEL 0952-37-3227

昭和3年創業、100年企業を目指して！

株式会社エグチ・ビルド

小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間：月～金曜 9時～17時

広告

